

堺市公報 第337号	令和6年11月8日発行
堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○町の区域の変更及び新設について

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 2

○住居表示に関する法律第3条第3項に基づく告示

【市民人権局市民生活部戸籍住民課】…………… 5

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について

【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 8

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について

【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 8

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について

【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 9

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について

【健康福祉局健康部精神保健課】…………… 10

<公告>

○令和6年度第2回堺市都市計画公聴会の開催について

【建築都市局都市計画部都市計画課】…………… 10

○都市計画法に基づく工事の完了について

【建築都市局開発調整部宅地安全課】…………… 15

<消防局公告>

○指定催しの指定について

【消防局予防部予防査察課】…………… 15

告 示

堺市告示第398号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市の町の区域を次のとおり変更し、新設するので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

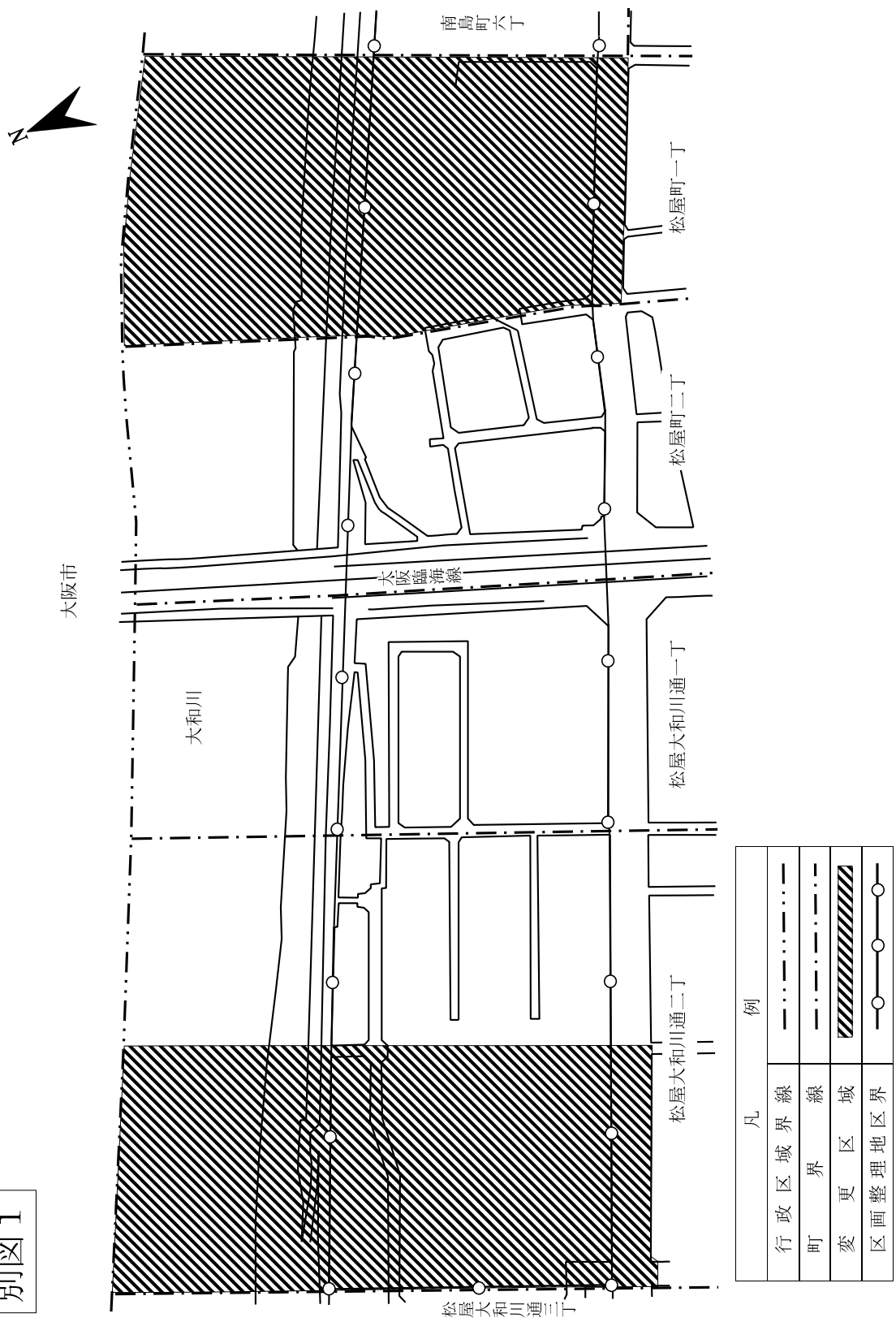
1 変更の内容

- (1) 松屋町一丁及び松屋大和川通二丁の区域をそれぞれ別図1の斜線で示す区域を除いた区域に変更する。
- (2) (1)において除いた区域をもって松屋町^{まつやちょう}三丁及び松屋大和川通^{まつやまどがわどおり}五丁を別図2に示すとおり新設する。

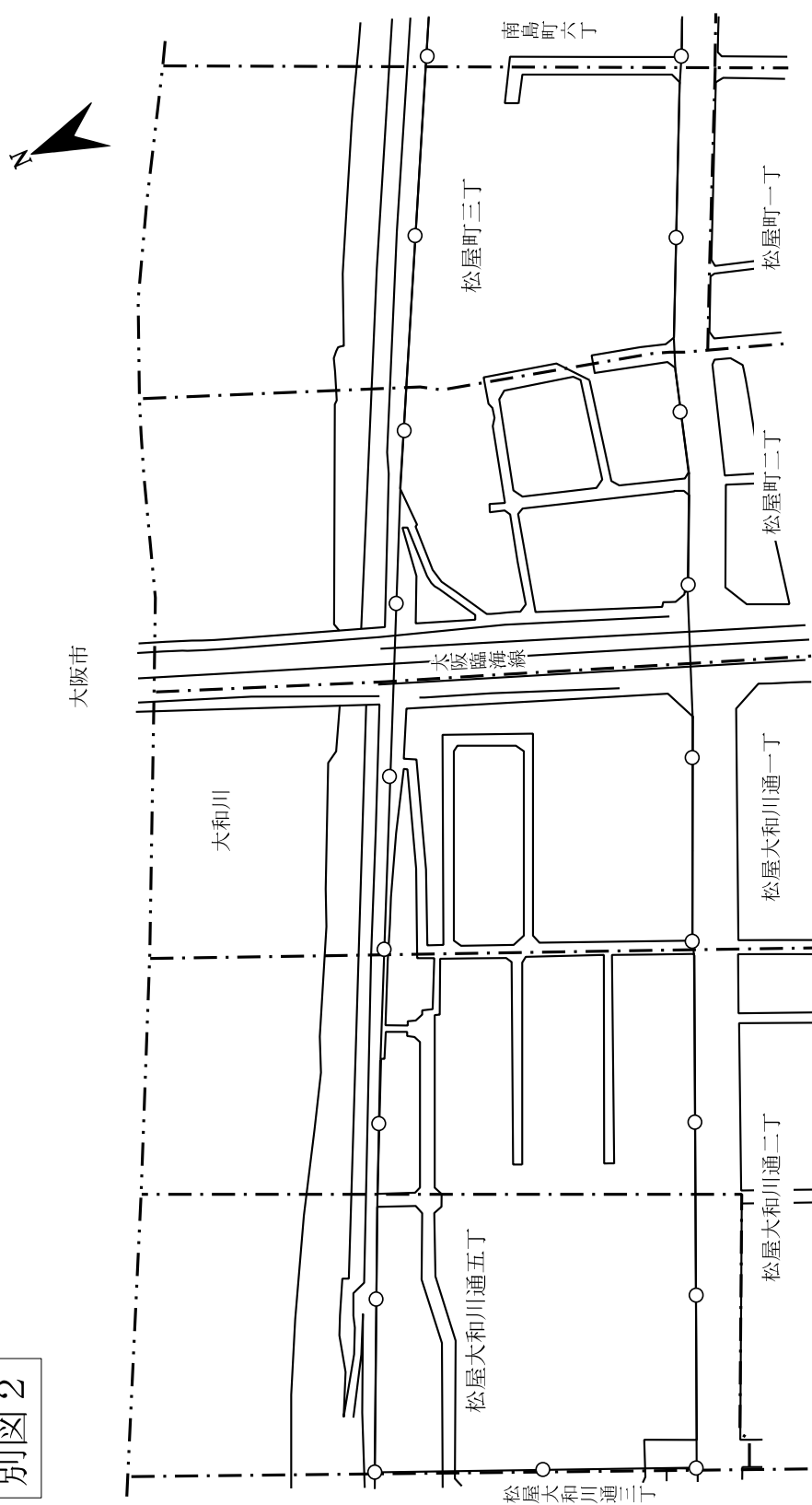
2 施行期日

この処分は、令和6年12月23日から効力を生ずるものとする。ただし、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定に基づき、南部大阪都市計画事業大和川左岸（三宝）土地区画整理事業の施行地区においては、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第2条第1号に規定する街区方式により住居を表示する場合を除き、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日とする。

別図1



大阪市



凡 例	
行政区域線	— · · · — · · · — · · · —
町界線	— · · · — · · · — · · · —
區面整理地區界	— ○ — ○ — ○ —

堺市告示第399号

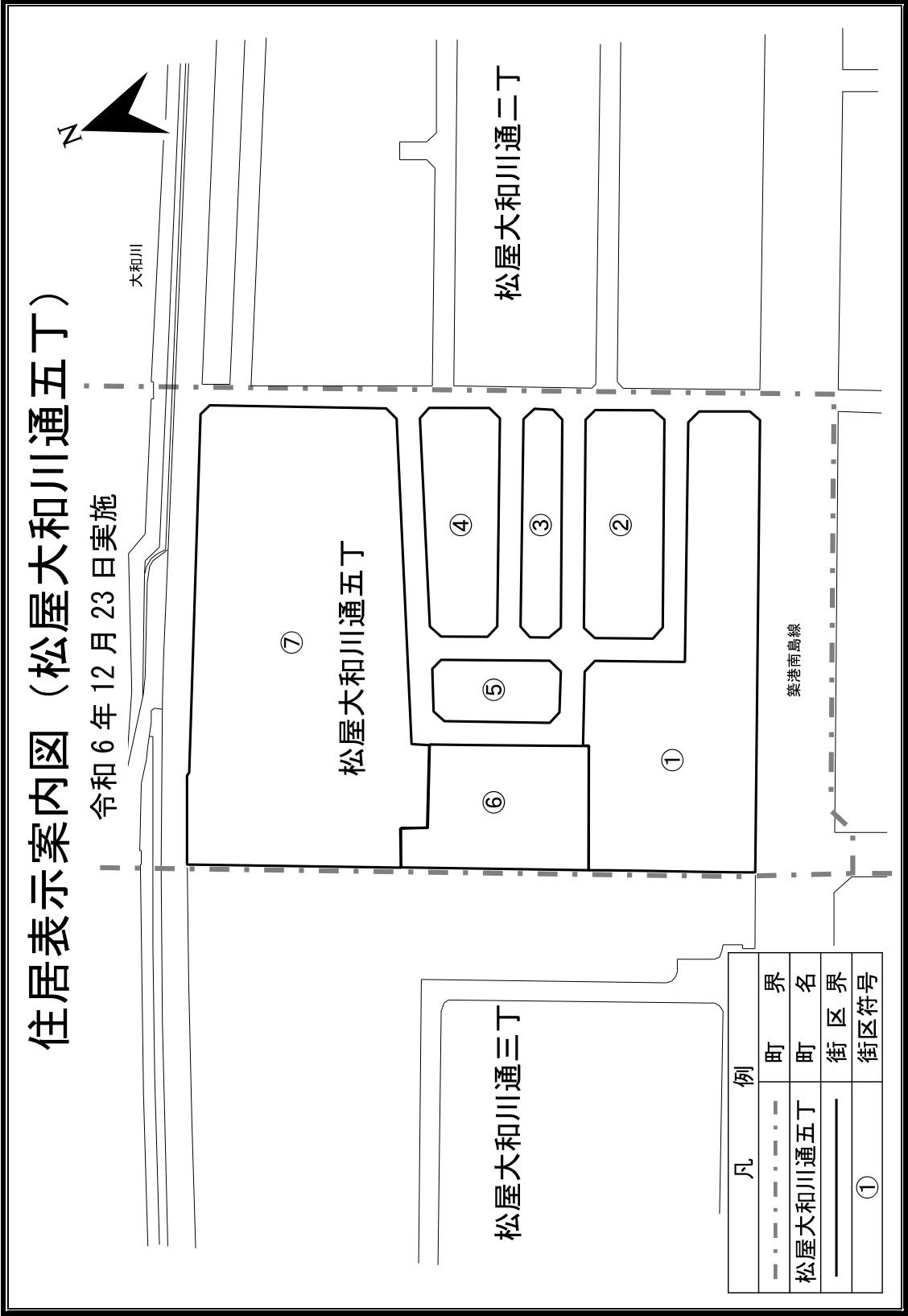
住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり住居表示を実施するので、同条第3項の規定により告示する。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 住居表示を実施する区域
松屋町三丁
松屋大和川通五丁
- 2 住居表示の実施期日
令和6年12月23日
- 3 住居表示の方法
街区方式
- 4 街区符号
別紙「住居表示案内図」のとおりに





堺市告示第400号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
医療法人 ORINAS い のうえ在宅診療所	堺市西区上野芝町2-3-18 上野芝クリニックモ ール4階	病院・診療所	令和6年9月1日
こあら薬局	堺市堺区田出井町1-1- 113	薬局	令和6年10月1日
みづき薬局	堺市堺区向陵西町4-8- 6-101	薬局	令和6年10月1日
キタバ薬局 初芝駅前 店	堺市東区日置荘西町4-35 -10	薬局	令和6年10月1日
訪問看護ステーション オールC a e r	堺市西区上野芝町3-14- 18 DS上野芝101号	訪問看護	令和6年10月1日
訪問看護ステーション みつは	堺市北区中百舌鳥町1-91 -19	訪問看護	令和6年10月1日

堺市告示第401号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
医療法人 浩仁会 南堺病院	堺市中区大野芝町292	病院・診療所	令和6年10月1日
社会医療法人 同仁会 みみはらファミリー クリニック	堺市北区蔵前町3-5-47	病院・診療所	令和6年10月1日
フレンド薬局 福田店	堺市中区福田1100-67	薬局	令和6年10月1日
新金岡薬局	堺市北区新金岡町5-3-101号 新金岡グリーンハイツ1階	薬局	令和6年10月1日

堺市告示第402号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	ファーコス薬局 さわまち	堺市中区深井中町1252-1	薬局	令和6年10月1日
変更後	ユニスマイル薬局 深井なかまち店			

堺市告示第403号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	ケアサービスはるかぜ訪問看護ステーション	堺市西区鳳中町5-153-1 ラウレア鳳201	訪問看護	令和6年9月1日
変更後		堺市西区鳳中町5-153-1 ラウレア鳳101		

公 告

堺市公告第654号

南部大阪都市計画区域区分の変更、南部大阪都市計画用途地域の変更、南部大阪都市計画高度地区の変更並びに南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更の案の作成に当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する予定であるので、堺市都市計画公聴会要綱（平成15年制定）第3条の規定により公告する。

なお、同要綱第4条の規定に基づく公述の申出がないときは、公聴会は、開催しないものとする。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

1 都市計画の原案の概要等

別紙のとおり

2 公聴会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時 令和6年12月13日（金）午後2時00分から

(2) 場所 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市役所本館地下1階 会議室A

3 公述申出書に関する事項

(1) 公述申出手続

公聴会で意見を述べることを希望する者は、都市計画の原案の名称、住所、氏名、電話番号、意見の要旨等を記載した公述申出書を持参、郵送又は電子申請システムにより提出すること。

なお、公述人が意見を述べることができる時間は、1人30分以内とする。

(2) 提出先

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

所在地：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

電話：072-228-8398

(3) 提出期限

令和6年11月22日（金）（必着）

4 傍聴に関する事項

(1) 傍聴手続

公聴会を傍聴しようとする者は、案件名（区域区分及び用途地域等の変更について）、住所、氏名、電話番号及び傍聴を希望する旨を記載して、はがき、電子メール又は電子申請システムにより申し出ること。（先着順）

(2) 申出先

ア はがきによる場合

郵送先：〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

堺市建築都市局都市計画部都市計画課

イ 電子メールによる場合 tokei@city.sakai.lg.jp

(3) 申出期限

令和6年11月22日（金）（必着）

(4) 傍聴者の定員

10人

5 都市計画の原案の概要等の揭示場所及び揭示期間

(1) 揭示場所

市政情報センター（堺市役所高層館3階）、各区役所市政情報コーナー及び都市計画課（堺市役所高層館16階）

(2) 揭示期間

令和6年11月8日から同月22日まで

別紙 都市計画の原案の概要等

【案件 区域区分及び用途地域等の変更について】

ア 原案の名称

- ・ 南部大阪都市計画区域区分の変更
- ・ 南部大阪都市計画用途地域の変更
- ・ 南部大阪都市計画高度地区の変更
- ・ 南部大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更

イ 原案の概要

次のとおり、区域区分、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域を変更する。

地区名	面積 (約 ha)	変更前	変更後
北野田駅 東地区	9.5	市街化調整区域	市街化区域 第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域
石原町二 丁地区	4.3	市街化調整区域	市街化区域 工業地域(200/60)
大和川沿 川地区	1.0	市街化調整区域	市街化区域 第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域
	0.6	市街化調整区域	市街化区域 第二種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域
	0.4	市街化調整区域	市街化区域 第一種住居地域(200/60) 準防火地域
	0.0	市街化調整区域	市街化区域 近隣商業地域(300/80) 準防火地域
	0.1	市街化調整区域	市街化区域 準工業地域(200/60) 準防火地域
	0.5	市街化調整区域	市街化区域 工業地域(200/60)
	0.5	市街化調整区域	市街化区域 工業専用地域(200/60)
	0.2	市街化区域 第一種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	市街化調整区域

大和川沿 川地区	0.2	市街化区域 第二種中高層住居専用地域(200/60) 高度地区(第二種) 準防火地域	市街化調整区域
	0.0	市街化区域 近隣商業地域(300/80) 準防火地域	市街化調整区域
	0.4	市街化区域 準工業地域(200/60) 準防火地域	市街化調整区域
堺旧港地 区	1.3	市街化区域 工業地域(200/60)	市街化区域 近隣商業地域(300/80) 準防火地域

※(/)内は、(容積率/建蔽率)を示す。

~~~~~

## 堺市公告第655号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和6年11月8日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 開発区域  
堺市北区中村町369番1、369番2及び370番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
大阪府堺市北区中村町367番地3  
社会福祉法人歓喜会  
理事長 洲崎 智津子

## 消防局公告

## 堺市消防局公告第8号

堺市火災予防条例（平成20年条例第25号）第83条の2第1項の規定に基づき、次の催しを指定催しとして指定したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年11月8日

堺市消防長 西 尾 学

|       |                           |
|-------|---------------------------|
| 催しの名称 | 第14回堺クラフトフェア「灯しびとの集い」     |
| 開催場所  | 堺市堺区百舌鳥夕雲町2丁 大仙公園 催し広場    |
| 開催期間  | 令和6年11月16日（土）から同月17日（日）まで |